

秋田市公式Instagramを活用したプロモーション事業企画運營業務委託 仕様書

1 委託業務名

「秋田市公式Instagramを活用したプロモーション事業」企画運營業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託金額の上限

5,000,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 業務の目的

秋田市は「若者にとって魅力あるまち」を目指し、若者が本市での未来に希望を抱くことができる事業や、市内外の人が本市に興味・関心を持つための事業を行っている。具体的には、本市の将来を担う創造力豊かな人材を育む機会を創出するとともに、彼らがこのまちに愛着を持ちながら活躍していく姿を市内外へプロモーションする等の取組である。

本業務は、この取組の一環として、本市の様々な地域資源を発信するとともに、若者世代が本市の魅力に触れる機会を通して、創造力の種となる「自分なりの好き」を発見し、まちへの誇りや愛着をより一層育むこと等を目的とするものである。この目的を実現するため、秋田市公式Instagram（以下、「インスタグラム」と言う。）に投稿された写真やフォロワー1万人超の発信力等を活かしたイベントの企画・運営および取組の実施過程をプロモーションする。

5 業務の内容

(1) プロジェクト名の提案

受託者（以下、「乙」という。）は、秋田市（以下、「甲」と言う。）が指定する以下の条件を満たしたプロジェクト名を提案する。

ア 業務の目的を端的に表現した内容となっている

イ 小学生から20代までの若者世代にとって親しみやすく、浸透しやすい

(2) 写真展の企画・運営

乙は、甲が指定する以下の条件の通り、写真展の開催に必要な企画・運營業務を行うこと。

ア 開催期間・場所

(ア) JR秋田駅ぽぽろード（西側）：令和6年7月12日～9月30日の間の連続する約2か月間

(イ) イオンモール秋田：令和6年10月～令和7年2月の間の連続する約2か月間

- (ウ) 秋田空港 : 令和6年10月～令和7年2月の間の
連続する約2か月間

イ テーマ

- (ア) 「TODAY」(市内の風景・モノ・伝統等の魅力を切り取った1枚)
開催場所: JR秋田駅ぼぼろード(西側)
- (イ) 「いつかの君たち」(県内の各高校を切り取った青春投稿写真)
開催場所: 秋田空港
- (ウ) 「秋田市ではたらく」(秋田市ではたらく市民のきらめく1枚(※))
開催場所: イオンモール秋田
※「(3)職場体験イベントの企画・運営」で撮影した写真も展示すること。

ウ 民間企業、学生と連携した仕掛け

乙は、まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業(※1)および市内高等学校等の生徒(※2)と連携した仕掛けを写真展内で実施すること。参加する企業や学生の、まちへの誇りと愛着の醸成につながる内容とする。

仕掛けの実施に必要な関係機関への説明や協力依頼等については、乙と甲が協力して行うものとする。

※1 市民のまちへの誇りや愛着を醸成する取組で協力する企業75社

※2 インスタグラム「いつかの君たち」企画で連携する市内高校等の学生

エ 写真のプリント

乙は、甲が提供するデータを以下のとおりプリントする。なお、印刷の方法はRGB印刷とすること。

【サイズ】

正方形サイズ(200×200mm以上)の写真パネルとすること。ただし、異なる複数のサイズの写真パネルを組み合わせることは可とする。

【紙質】

ラスタ(マット調)紙を使用すること。

【その他】

- ・開催場所ごとの写真の枚数やロケーション等は、甲と協議の上で決定すること。
- ・写真のバランスや色調等、仕上がりを全て確認すること。
- ・修正が必要な場合は、トリミングの方法や色の調整等、その都度、本市と十分に協議のうえ対応すること。

オ 写真パネルの製作

上記のとおりプリントした写真は、パネル(7mm以上)に貼付等の加工を施すこと。なお、加工は、1枚ずつ施すこととする。

製作にあたっては、展示の際に写真パネルが人の往来に伴う風圧や振動等により落下することが無いように十分な強度を確保すること。

カ タイトルパネル等の製作

写真パネルの展示に必要なタイトル(開催案内)やロケーション(撮影地案内)等も必要に応じて製作し、設置すること。

キ 設置・撤去および点検業務

展示物等は、風等に飛ばされることのないよう、固定するなど、安全

には十分に留意し、設置すること。また、設置および撤去作業時は周囲の安全を確保すること。

各開催（展示）会場における設営および撤去については、甲と十分に協議のうえ決定すること。

ク 維持管理に関すること

- (ア) 乙は、写真展の期間中、少なくとも週に1回以上開催会場の確認を行い、設置した展示等を適切な状態で維持すること。
- (イ) 万が一、展示物等の転倒、破損、汚れ、落下、変質、その他事故等が認められた場合は、乙は、速やかに甲に報告するとともに第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等の必要な措置を講じること。
- (ウ) 上記の他、乙は、本市が必要と認めるときは、本市の依頼に基づき、現場確認を行い、異常が認められる場合は、速やかに甲に報告するとともに取り替え、修復等必要な措置を講じること。
- (エ) 乙は、展示物等の製作・展示方法等に関して改善点などがある場合は、甲へ提案し、施工図を提出のうえ協議すること。

(3) 職業体験等イベントの企画・運営

市内の小学生が、本市で働くヒト・コトの魅力に気づくきっかけとなる職業体験等イベントの企画・運営業務を行うとともに、上記の写真展において当イベントの体験風景等の写真を展示する。

ア 対象

市内の小学生を対象とする。イベント参加には保護者の同伴を必須とする。

イ 連携企業

まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業とする。

ウ 開催時期

夏休み期間中の7月中旬から8月中旬までの間で開催する。

エ 実施回数

2日間実施することとし、参加者が1日当たり2社以上体験できるようにすること。ただし、1組あたり1日の参加を限度として、2日間の参加はできないこととする。

オ 参加人数

1日あたり5組以上の参加とする。

カ 運営

(ア) 参加者募集・受付・管理

- a 市内小学校へのチラシ配付、広報あきたやその他媒体で積極的に周知し、参加者を広く募集すること。
- b 参加者募集、事前受付、参加者・関係者の管理業務を行う。
- c 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づきその管理・保護のために十分注意すること。

(イ) 記録・発信

参加者が職業体験する様子等を写真撮影する。撮影した写真は、上記の写真展テーマ「秋田市ではたらく」において展示すること。あわせて、「子どもな

らではの視点で切り取った、「はたらくヒト・コト」をテーマとして、参加する小学生が撮影した写真も記録し、写真展テーマ「秋田市ではたらく」で展示すること。また、撮影した写真等のデータはInstagram投稿をするため、甲に提出すること。

(4) 子育て世帯イベントの企画・運営

親子が楽しみながら本市の魅力に触れるきっかけとなるイベント等の開催もしくは同様の趣旨を満たすイベント等でのプロモーション活動を企画・運営すること。

ア 対象

子育て世帯（保護者および幼児・児童）を対象とする。

イ 開催場所・時期

秋田市内とし、時期を含め、甲との協議に基づき決定する。

ウ 実施回数

1回以上とする。

エ 参加人数

1回あたり100人以上の参加を目標とする。

オ 運営

(ア) 参加者募集・受付・管理

- a 広報あきたやその他媒体で積極的に周知し、参加者を広く募集すること。
- b 参加者募集、事前受付、参加者・関係者の管理業務を行う。
- c 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づきその管理・保護のために十分注意すること。

(イ) 記録・発信

参加者がイベント体験する様子等を写真撮影し、その写真等のデータはInstagram投稿をするため、甲に提出すること。

(5) まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業との連携を深める取組の企画・運営

本業務を含む本市のプロモーション推進に関する事業について、まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業の理解を深めることにより、一層の連携強化につながる取組を企画・運営する。

ア 対象

まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業および市内企業

イ 開催場所・時期

秋田市内とし、時期を含め、甲との協議に基づき決定する。

ウ 実施回数

1回以上とする。

エ その他

企画内容等に関することについて、甲との協議に基づき決定する。

(6) 協賛金の獲得

ア 秋田市内から15社以上の協賛事業者等を募り、総額700千円以上の協賛金を集めることとする。なお、得られた収入は、甲に帰属するも

のとする。

イ 写真展やイベント等で、協賛事業者等の名称を開催会場に掲出するなど、周知に努める

(7) その他

乙は、本事業の遂行にあたっては、甲と協議の上内容を決定すること。

(8) 別添資料

ア 「いつかの君たち」連携高校一覧

イ まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業一覧

ウ 事業スケジュール（案）

6 業務実施体制

(1) 乙は、本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 乙は、本業務を確実に履行するため、進捗を管理する責任者を明確にし、あらかじめ甲に報告すること。

7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することができない。ただし、一部の業務について、あらかじめ書面により甲の承認を受けた者については、この限りでない。

8 実績報告

乙は、本業務完了後、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。甲は、業務完了報告書を受理したときは、遅滞なく報告内容について検査を行うものとする。

9 留意事項等

(1) 本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙間で別途協議のうえ決定することとする。

(2) 乙は、契約後速やかに開催（掲出）会場を視察し効果的な設営等について、事前に甲と綿密に調整を図ること。

(3) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(4) 乙は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(5) 乙は、業務の遂行に伴い発生する廃材、ごみ等をすべて搬出し、適切に処理すること。

(6) 乙は、業務の遂行にあたり安全の確保には万全を期すとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を甲に報告するとともに、適切な措置を講じること。

(7) 乙は、業務の遂行にあたり、乙の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。